



KAWASAKI
INTERNATIONAL
ASSOCIATION

ハローかわさき

NEWS

No. 194

今週はミュージア川崎シンフォニーホールのご案内です。

ミュージア川崎シンフォニーホールでは、7月23日から8月8日までの間フェスタサマーミュージアKAWASAKI 2005を開催します。9つのオーケストラと12人のマエストロが贈る真夏の祭典です。出演は東京交響楽団、東京都交響楽団、神奈川フィルハーモニー管弦楽団、読売日本交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、NHK交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団です。

フェスタサマーミュージアKAWASAKI 2005には、より多くの、より多様な方々にクラシック音楽へ興味を持っていただくため、7つのポイントがあります。

- ポイント1は午後2時や3時開演といった早い時間から行なうオーケストラ演奏会があります。
- ポイント2は途中眠くなる人も大丈夫、今回あえて短時間のオーケストラ・コンサートを企画しました。ポイント3は仕事帰りにもデートにも最適、午後8時開演のコンサートがあります。
- ポイント4は客席が360度取り囲むワイヤード形式による最高の音響空間で、スイス・クーン社製パイプ数5248本のパイプオルガンによる凄腕の演奏者の音色が楽しめます。
- ポイント5は夏休み家族揃って子どもたちも楽しめるコンサートがあります。ポイント6は公開リハーサルと本番コンサートがセットで楽しめるプログラムを用意しました。ポイント7は出演していただく12人のマエストロたちが今回のフェスタのために独自のプログラムを用意してくれました。

ファンタスティッククラシック ミュージアの夏 ミュージア川崎シンフォニーホールへ是非お越しください。

チケットのお申込みは、ミュージア川崎シンフォニーホール、電話予約は10時から18時、044-520-0200まで、チケットカウンターは10時から19時まで受け付けています。その他、電子チケットぴあ、ローソンチケット、CNブレイガイドなどでお申込みできます。

詳しくはミュージア川崎シンフォニーホール、044-520-0200までお問合せ下さい。

No.195

今週はドラマ仕立てで川崎の観光スポット紹介のご案内です。

川崎市には、川崎の観光を国内外に紹介するためにDVDとビデオ版で制作された、ドラマ仕立てのPR作品「カワサキの休日」があります。作品は海外の姉妹都市や友好都市をはじめ国内の自治体・観光地にも配布され川崎市のPRに役立てています。

内容は名画「ローマの休日」をイメージした20分のドラマで、小田急線新百合ヶ丘駅近くに住む

男子学生がIT関連の仕事で来日した韓国人女性と、ふとしたきっかけで出会い、2人はバイクで市内の名所、岡本太郎美術館や日本民家園、ミュージア川崎、映画の街ラ・チッタテッラなどを巡るうちに恋におちるというストーリー。

観光地を単に紹介した映像よりも自然に川崎の魅力が伝わる仕組みになっています。

川崎市は今後、羽田空港の国際化や川崎臨海部でのアジア起業家村構想推進などにより、訪れる外国人が大幅に増加することが見込まれます。

そこでこの作品には日本語版のほか、外国人ボランティアグループ「KFV」の協力により、英語、ハンブル、中国語に翻訳された字幕版も用意されています。字幕版は外国人市民の川崎の魅力再発見に、また外国語を学ぶ教材にも活用できます。

DVD は 2,000 円で販売しています。ご希望の方は川崎市観光協会 電話 044-544-8229 までご連絡願います。

詳しくは川崎市商業観光課 電話 044-200-2327 までお問合せください。

NO.196

今週は川崎市多文化共生社会推進指針のご案内です。

川崎市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指すことを基本目標に川崎市多文化共生社会推進指針を作成しました。

川崎市は、臨海部に工場が立地し始めた1900年代初頭から今日に至るまで、日本各地やさらには朝鮮半島を初めとする海外から多くの人々が移り住み、発展してきました。新たに市民となった人たちが地域に根付いて多様な文化が交流することにより、本市は活気はふれる多文化のまちとして成長してきています。

人権を尊重し、共に生きるまちづくりを進める本市では、在日韓国・朝鮮人など外国人市民に対する偏見や差別を解消するため、意識啓発や諸制度の改善等に努めてきました。

さらに、近年は外国人市民が急増し、多民族化が進んできたことから、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現が課題となっています。

そのため、本市では、2000年に策定した川崎市人権施策推進指針を踏まえ、このたび多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と施策の具体的推進内容を示す川崎市多文化共生社会推進指針を策定しました。

本市はこの指針に基づき、市民、事業者、ボランティア団体等と連携・協力して、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進していきます。

本指針は各区役所、支所、出張所、市民館、図書館等、主な公共施設で閲覧できる他、指針の概要版を配布しています。詳しくは市民局人権・男女共同参画室 外国人市民施策担当 電話 044-200-2369 までお問合せください。